

令和7年度 第2回定例庁議 次第

日時：令和7年5月8日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 令和7年度の総合防災訓練の実施について（総務部）

(2) 芦川地域における土砂災害訓練について（総務部）

(3) 笛吹市国際化推進指針の策定について（総合政策部）

(4) 第2期笛吹市空家等対策計画の改訂について（建設部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 6月12日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和7年笛吹市議会第2回定例会 一般質問答弁検討日程

6月9日（月）午前、6月10日（火）午前、6月11日（水）午前・午後2時～6時、
6月12日（木）午前、6月13日（金）終日

5 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 5 月 8 日提出	
件 名	令和 7 年度の総合防災訓練の実施について	部局名	総務部
概要	防災週間に合わせて、市内で地震災害を想定した総合防災訓練を実施する。		
経過	【令和 6 年度の訓練実施状況】 令和 6 年 9 月 1 日（日）に、地震災害を想定した総合防災訓練の実施を予定していたが、台風 10 号の接近に伴い、訓練を中止した。		
問題・課題	災害時の初動対応について、基本事項が確認できていない市民が多く、繰り返しの訓練を行うことで、周知徹底を図る必要がある。		
対応策	総合防災訓練は 8 月 31 日（日）に、市内の全行政区を対象に実施する。市民に参加を求め、発災直後の区内における初動対応を確認するため、シェイクアウト訓練、声かけを伴う避難訓練、情報伝達訓練、安否確認、区ごとに決められた一時避難場所及び指定避難所の確認等を行う。 また、防災アプリの活用についての周知や、マイ・タイムラインの策定について、区役員から区民に説明を行ってもらい、タイムライン策定を促進する。 能登半島地震の教訓を踏まえ、各行政区にサンプルとして簡易トイレを各 5 個配布し、簡易トイレの使用方法和災害時のトイレ確保の必要性を説明の上、各世帯における簡易トイレの備蓄を促進する。 市役所の訓練は、全職員を対象に、地域防災計画及び職員初動マニュアルを踏まえた各班における地震発生時の初動対応、避難所開設、被害情報の伝達や集約方法等について確認を行う。 指定避難所の開設については、行政区選出の避難所運営委員にも参加を求め、開設方法や配置の確認等を行う。加えて、防災備蓄倉庫の所在の確認や、配備した物品等の確認を市職員と共に行う。 また、陸上自衛隊の派遣要請を想定し、災害対策本部と現場指揮本部を結ぶ通信確保について本館 3 階において確認を行う。		
協議結果			

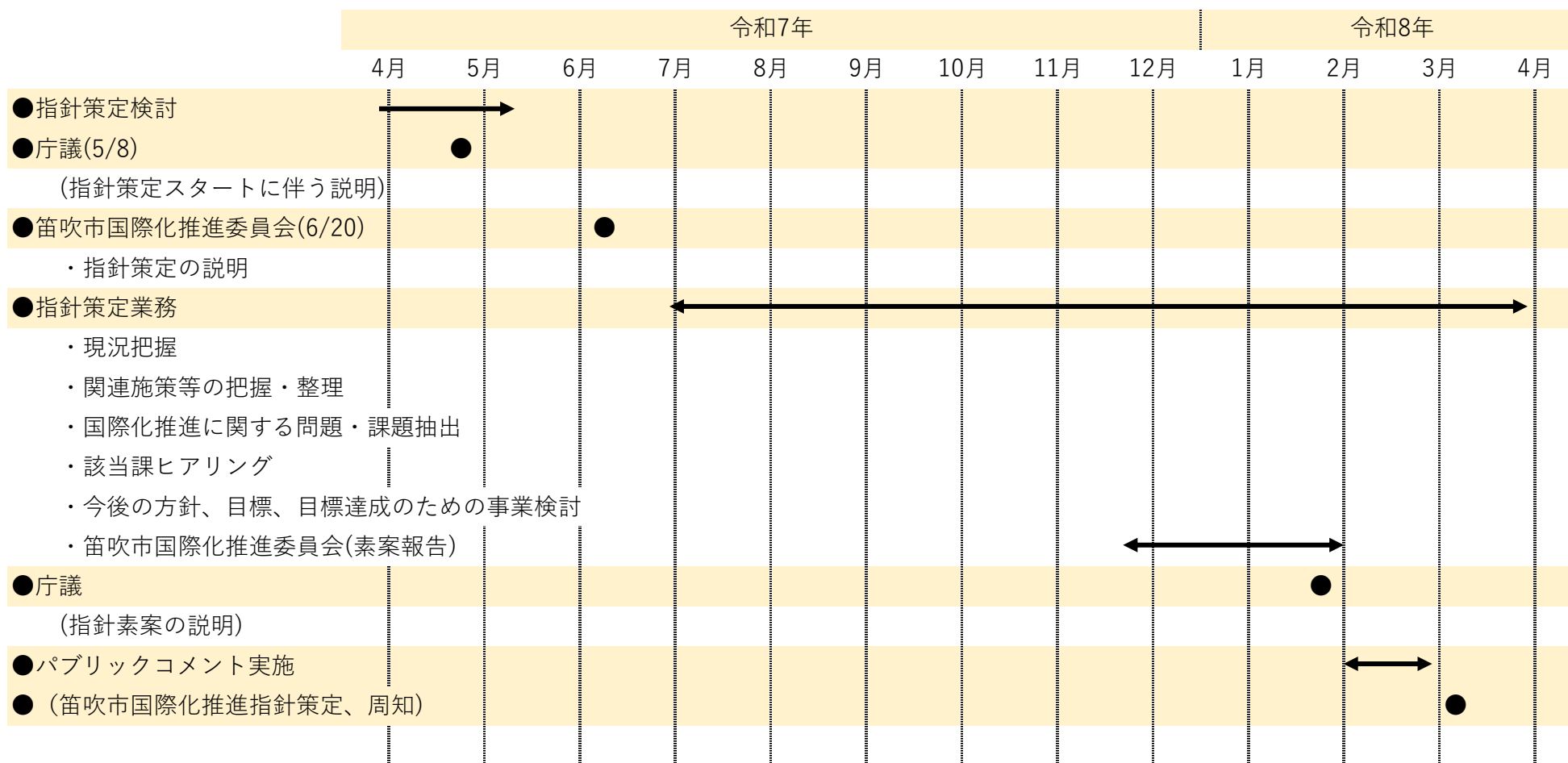
庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 5 月 8 日提出	
件 名	芦川地域における土砂災害訓練について	部局名	総務部
概要	土砂災害の発生が懸念される芦川地域で、市有バスでの避難を想定し、シミュレーション訓練を実施する。		
経過	【令和 6 年度の訓練実施状況】 令和 6 年 6 月 7 日、芦川町において、4 行政区参加の下、各区が作成した地区防災計画を基に、避難情報の発令から避難者を市有バスに乗せるまでの、市・区・消防団等の動きと、高齢の避難者が避難しやすい避難方法の検討を行いながら、机上での土砂災害訓練を行った。		
問題・課題	令和 6 年 8 月 30 日、台風 10 号の接近に伴い大雨となり、芦川全域に避難情報を発令した。避難計画に基づき、市有バスを運行し避難体制をとったが、避難する者がいなかった。 避難の際は、各行政区、消防団、芦川支所が連携した中で、早い段階での高齢者世帯を対象とした避難の手配や、避難情報の伝達、避難誘導等を行う必要がある。		
対応策	令和 7 年 6 月 11 日(水)、芦川町の 4 行政区を対象として、土砂災害発生を想定し、避難情報の発令から避難者を市有バスに乗せて町外に避難するまでの、市・行政区・消防団等の動きについてシミュレーション訓練を行う。 訓練では、全町避難に向けた災害時の避難方法や、タイムラインに沿って避難支援を行う各自の役割と行動について確認を行うとともに、県峡東建設事務所から土砂災害の危険性に関する説明を行い、土砂災害のおそれがある場合における、迅速な避難の必要性に関して理解を深める。		
協議結果			

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 5 月 8 日提出	
件 名	笛吹市国際化推進指針の策定について	部局名	総合政策部
概要	市では、平成 24 年 3 月に観光客や地域の生活者としての外国人との共生や、それに向けた総合的な支援、国際社会で活躍できる人づくりの方向性を示すことなどを目的に、笛吹市国際化推進指針を策定した。その後、社会経済情勢の変化や時代のニーズに対応した指針とするため、令和 2 年 7 月に改定している。 今般、現指針の計画期間が令和 7 年度末で終期を迎えることから、新たに令和 8 年度から令和 13 年度までの指針を策定する。		
経過	平成 24 年 3 月 笛吹市国際化推進指針策定 令和 2 年 7 月 現指針の策定（令和 7 年度まで）		
問題・課題	総合的に国際化を推進していくため、関連施策の取りまとめや、現状把握、各分野が抱える課題の整理を行う必要がある。また、社会経済情勢の変化や市民のニーズを的確に把握し、指針に反映するため、適切な措置を講ずる必要がある。		
対応策	市では、これまで「笛吹市国際交流委員会」を組織していたが、主たる活動が友好都市交流に限られていたことから、昨年度をもって廃止した。今後は、市民や民間レベルでの外国人との交流推進を図るため、国際化に知見を有し、国際化推進に係る多分野の取組への助言が期待される民間人等を構成員とする中で、今年度新たに「笛吹市国際化推進委員会」を設置する。 令和 7 年度中の指針策定に向け、現行の指針について国際化推進委員会から課題や意見を聴取するとともに、関係各課から関連施策等のヒアリングを行いながら、指針内容を取りまとめていく。 また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施する。		
協議結果			

笛吹市国際化推進指針 策定スケジュール



基本理念	施策の体系	取組の方向		ヒアリング対象課
国際社会とともに歩む世界につながる優しさあふれるまちづくり	多文化共生	1 外国人住民に対する相談支援体制の整備	(1) 生活全般にわたる各関係窓口における相談・連携体制の充実	市民活動支援課 総務課
			(2) 通訳者及び相談機関との相談体制ネットワークづくり	
			(3) 県国際交流課、(財)山梨県国際交流協会などとの連携	
		2 多言語による理解しやすい情報提供の推進	(1) 公共施設等窓口における多言語や「やさしい日本語」による生活情報の情報提供の推進	市民活動支援課 企画課 防災危機管理課 まちづくり整備課 環境推進課
			(2) 公共施設等の案内・標識のユニバーサル化の推進	
			(3) 多言語による広報、ホームページ、専用サイトによる情報発信	
			(4) 大規模災害発生時、緊急時における外国人支援体制の構築	
		3 外国人住民との交流促進	(1) 地域における外国人住民の実態把握	市民活動支援課 総務課
			(2) 市民協働による外国人住民とのコミュニケーション機会の設定	
			(3) 外国人住民への日本や地域について学ぶ機会の提供	
			(4) 市民活動団体との情報共有及び連携（日本語学習、多文化共生理解等）	
	教育・文化交流	1 小中学校における国際理解教育の推進	(1) 総合学習の時間やALTを活用した学習活動	学校教育課 生涯学習課 政策課
			(2) 外国人児童・生徒サポート体制の充実	
		2 多文化理解のための学習機会の充実	(1) 各種生涯学習講座の充実	生涯学習課
			(2) 多文化理解のための各種イベント開催	
		3 国際社会で活躍できる人材の育成	(3) 多文化交流の推進とグローバルな人材育成	教育総務課 企画課
			(1) 海外の学校との交流活動促進	
			(2) 国際感覚を醸成するための各種イベント開催	
	友好都市交流	1 交流目的の明確化	(1) 交流テーマを定めた交流の促進	企画課
		2 市民の国際的視野を広げるための取組	(1) 友好都市などとの交流の推進	政策課 企画課 学校教育課
			(2) 海外の学校との交流活動の促進	
		3 市民との協働による国際交流の推進	(1) 市民・関係団体との連携による国際交流活動の促進	企画課 市民活動支援課
	産業交流	1 外国人観光客誘客活動の促進	(1) 海外に向けてのPR活動の充実（SNSの活用、インフルエンサーの招へい等）	観光商工課 観光物産連盟
			(2) 富士山周辺地域との連携	
			(3) 日本の文化や地域の特性を体験できるイベント等の企画及び支援	
		2 案内板、観光ホームページ、パンフレット等の外国語対応の充実	(1) 多言語表記やユニバーサルデザイン化の推進	観光商工課 まちづくり整備課
		3 外国人労働者等受入れ体制の整備	(1) 外国人労働者受入れに伴う相談支援体制の整備	農林振興課 農業委員会
			(2) 外国人研修生の受入れの拡充などによるおもてなしガイドの育成や外国語通訳、ボランティア登録制度の仕組みづくり	
		4 農産物の物産交流等の促進	(1) 民間交流を主体とした物産交流・人的交流等の促進	農林振興課 観光商工課
		5 販路拡大のための農産物海外販売の促進	(1) 県や農業協同組合などと連携した、海外における農産物販売促進キャンペーン等の実施	農林振興課

笛吹市国際化推進指針

国際社会とともに歩む世界につながる優しさあふれるまちづくり



2020年7月改定



目 次

1	策定の背景	1
2	指針の目的	1
3	指針の計画期間	2
4	指針の基本方向	2
	(1) 基本理念	2
	(2) 施策の体系	3
	(3) 指針の体系図	4
5	体系別現状と課題、取組の方向	5
	(1) 多文化共生	5
	(2) 教育・文化交流	7
	(3) 友好都市交流	9
	(4) 産業交流	12
	参考資料	14

1 策定の背景

近年国際化の動きはより加速し、国際社会における全体的な流れとして、経済、観光、文化、スポーツなど、様々な分野においてグローバル化が進展しており、国籍や民族に関係なく、外国人が旅行者や地域住民として、身近な日常の中で共生していく時代が到来しています。

笛吹市においても、外国人住民※1数が1,144人（令和2年1月1日現在）と、全人口の1.6%を占めており、日常生活の中で外国人との関わりがより大きくなっています。

観光面では、インバウンドの推進により、多くの外国人が本市を訪れており、桃、ぶどう等農産物の輸出など、産業面での関わりが年々大きくなっていくと予想されます。

また、友好都市交流においては、ドイツのバート・メルгентハイム市、フランスのニューイ・サン・ジョルジュ市、中国の肥城市とそれぞれ交流を行っていますが、市民レベルでの友好関係の構築が期待されています。

本市の国際化推進に向けた方向性を示すものとして、平成24年3月に、「笛吹市国際化推進指針」を策定しました。この指針の計画期間は、第一次笛吹市総合計画との整合性を図るため、平成29年度までとなっていることから、今回、第二次笛吹市総合計画との整合性を図りながら、様々な情勢の変化、時代のニーズに対応した見直しを行うこととしたものです。

※1 日本の国籍を有しない者で、①中長期在留者、②特別永住者、③一時庇護許可者、④仮滞在許可者、⑤出生又は国籍喪失による経過滞在者のいずれかに該当し、市町村の区域内に住所を有するもの

2 指針の目的

本指針では、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者、地域住民として認識する視点を持ち、外国人住民への支援を総合的に行うとともに、地域社会の構成員として共に生きていくための環境整備や、国際化推進の担い手となる市民、ボランティア、NPO団体などが、国際社会で活躍できるような環境づくりを進めるとともに、海外との交流を通じ国際感覚豊かな青少年を育成するなど、国際社会で活躍できる人づくりの方向性を示します。

また、第二次笛吹市総合計画の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふ

れるまち」実現のため、国際社会で活躍できる人、産業、基盤をみがきあげ、外国人を含めた市民、事業者、行政が手をつなぎ、これからの国際化進展の方向性を明らかにすることを目的とします。

今後、すべての市民に国際化を理解する意識を醸成していただくとともに、市民との協働により、国際社会とともに歩む世界につながる優しさあふれるまちづくりの実現を目指し、そのための環境整備に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

3 指針の計画期間

本指針の計画期間は、国際化の様々な課題に対し、中長期的な視点に立ち着実に推進していくこととし、第二次笛吹市総合計画との整合性を図るため、令和2年度から令和7年度までの期間とします。

なお、様々な情勢の変化により見直しが必要となった場合には、随時見直しを行うこととします。

4 指針の基本方向

(1) 基本理念

本市では、平成20年に、第一次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」を策定後、10年が経過し、平成30年に中長期にわたる市政運営の方針として第二次笛吹市総合計画を策定しました。「ハートフルタウン笛吹 ～優しさあふれるまち～」とした将来像は、本市に住む誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちとなるというビジョンのもと、本市のまちづくりにおける基本的な考え方となっています。

国際化推進指針では、この将来像実現のため、すべての市民が国際化を理解し意識する心を持ち、国際社会とともに歩む世界につながる優しさあふれるまちづくりに取り組んでいくことを基本理念と定めます。

第二次笛吹市総合計画

■市のまちづくりの基本理念

・人のみがきあげ ・産業のみがきあげ ・基盤のみがきあげ

■市の将来像

「 ハートフルタウン笛吹 ～優しさあふれるまち～ 」



★「国際化推進指針」の基本理念

「 国際社会とともに歩む世界につながる優しさあふれるまちづくり 」

（２）施策の体系

第二次笛吹市総合計画では、「再び訪れたいくなるまちづくり」、「移り暮らせる魅力あるまちづくり」、「市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり」の各施策のなかで、「インバウンド観光の推進」、「国内外の交流推進」、「多文化共生社会の推進」といった、項目毎に具体的な推進を図っています。

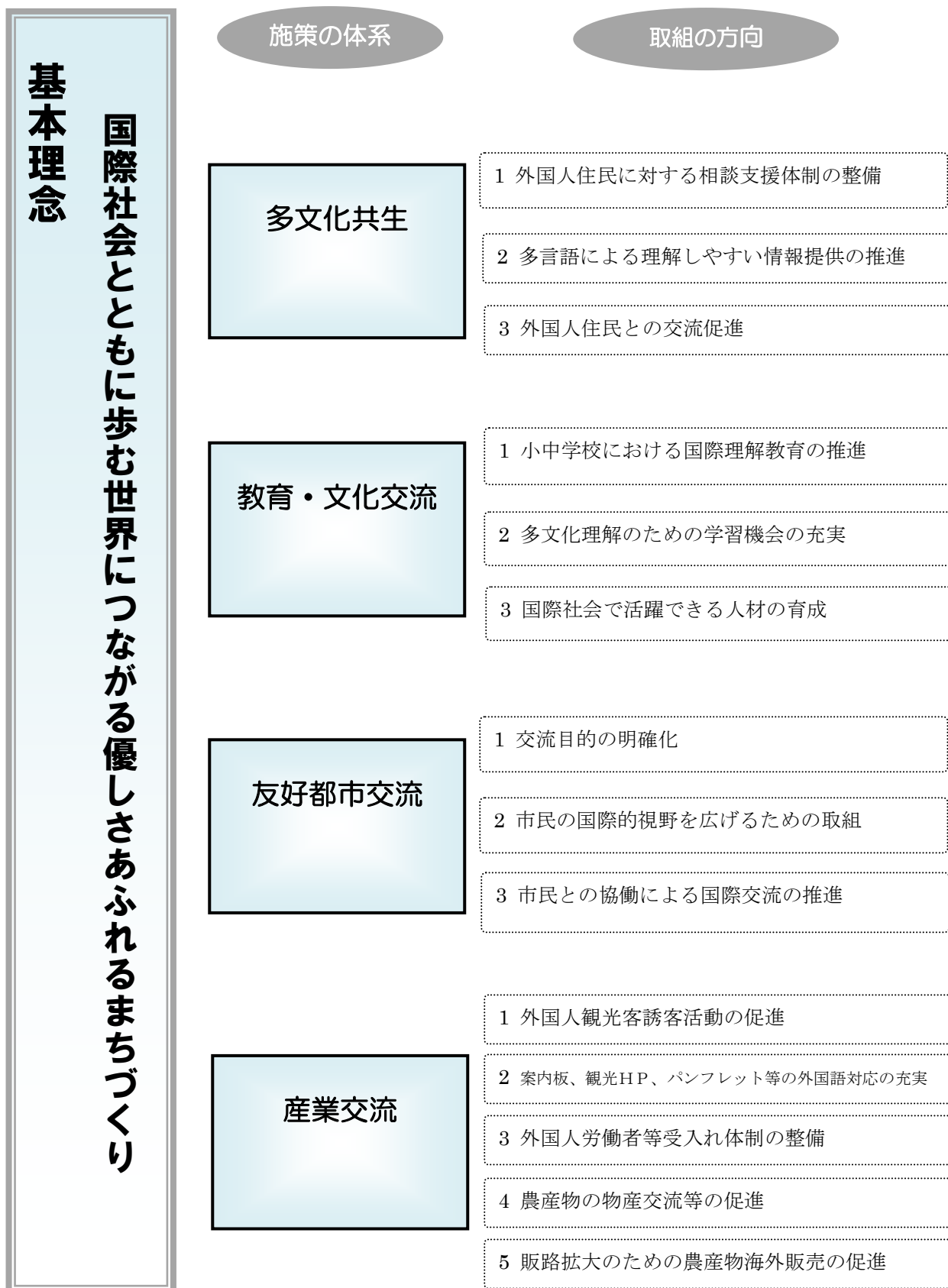
本指針では、

- ・外国人住民の方々と共に生きていくことができる社会を目指した、多文化共生の仕組みづくり … **多文化共生**
- ・次世代を担う子どもたちをはじめ、すべての市民が国際理解を深めるとともに、国際社会で活躍できる人材育成のための仕組みづくり … **教育・文化交流**
- ・従来からの友好都市交流をはじめ、交流テーマを定めた市民相互の交流により、市民の国際理解と国際交流を推進するための仕組みづくり … **友好都市交流**
- ・市の基幹産業である観光の推進及び桃、ぶどう等農産物の輸出などを促進するための仕組みづくり … **産業交流**

以上の４つのテーマを掲げ「国際化推進」を広範に捉えています。

以上のことから、本指針の施策の体系として、「多文化共生」、「教育・文化交流」、「友好都市交流」、「産業交流」を柱とし、国際化推進の方向性を示します。

(3) 指針の体系図



5 体系別現状と課題、取組の方向

(1) 多文化共生

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。

本市の外国人住民の在留資格構成割合は、永住者※2、定住者※3、日本人の配偶者等が、全体の約60%を占めています。また、技能実習やその他の在留資格を持つ方々も居住しており、生活実態の概要を把握したうえで、ニーズに基づく対応を外国人住民の視点で検討することが必要です。

また、近年増加している地震や豪雨、豪雪などの頻発する自然災害は、各自自治体において、災害時における外国人支援について、より検討を進める契機となっており、今後、災害関連計画やマニュアルの中に、外国人への対応を反映させていく必要があります。

このことから、地域コミュニティを再構築して共助の社会づくりを行い、地域の力を高める中で、外国人住民をどのように受け入れ、共存し、共生していくのが課題となります。

また、地域コミュニティの再構築を待っているだけではなく、行政はもちろんのこと、市民、地域、ボランティア団体などがそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で取組を推進していくことが重要となってきます。

本指針における多文化共生の取組では、「外国人住民に対する相談支援体制の整備」「多言語による理解しやすい情報提供の推進」「外国人住民との交流促進」の3つの方向を目指すこととします。

※2 原則10年以上継続して日本に在留していて、次の3つの要件を満たし、法務大臣から永住権を許可された者

- ①素業が良好であること
- ②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること
- ③その他の永住が日本国の利益に合すると認められること

※3 日本に在留する外国人に与えられる在留資格の一種で、法務大臣が特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者

多文化共生における取組の方向

1 外国人住民に対する相談支援体制の整備

- (1) 生活全般にわたる各関係窓口における相談・連携体制の充実
- (2) 通訳者及び相談機関との相談体制ネットワークづくり
- (3) 県国際交流課、(財)山梨県国際交流協会などとの連携

2 多言語による理解しやすい情報提供の推進

- (1) 公共施設等窓口における多言語や、やさしい日本語による生活情報等の情報提供の推進
- (2) 公共施設等の案内・標識のユニバーサル化の推進
- (3) 多言語による広報、ホームページ、専用サイトによる情報発信
- (4) 大規模災害発生時、緊急時における外国人支援体制の構築

3 外国人住民との交流促進

- (1) 地域における外国人住民の実態把握
- (2) 市民協働による外国人住民とのコミュニケーション機会の設定
- (3) 外国人住民への日本や地域について学ぶ機会の提供
- (4) 市民活動団体との情報共有及び連携
(日本語学習、多文化共生理解等)



笛吹市くらしのガイドブック

(2) 教育・文化交流

令和元年12月現在、市内19校の小中学校には外国人児童生徒が28人在籍しており、全児童生徒数の約0.57%にあたります。

児童生徒の国籍別では、フィリピン9人、タイ2人、ペルー5人、ブラジル1人、中国8人、韓国3人となっています。

中には日本語での日常的な会話が困難な子どもたちもあり、日本語の指導をはじめ、学校生活をサポートすることが必要であり、そのため、現在、有償ボランティア2人を通訳として活用し、ポルトガル語と中国語を母国語とする児童生徒に対応しています。その他の言語については、事案が発生した際に県教育委員会に相談している状況です。

さらに、令和2年度から新たな学習指導要領が全面実施となり、小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されるため、ALTや外国語授業アシスタントの活動を更に推進していくことが必要となります。

また、文化交流では、外国の文化に対する理解を深めるため、料理・言語等を学ぶ講座を行っており、さらに、多文化共生の観点や、日本の文化を理解してもらうため、外国人住民の成人対象者を成人式に招待しています。

今後、グローバル化が進展する中で、自分とは異なる文化や歴史をもつ人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、国際社会とともに歩む一員として外国人と共に生き、活躍できる「人づくり」がますます重要となります。

本指針における教育・文化交流の取組では、「小中学校における国際理解教育の推進」「多文化理解のための学習機会の充実」「国際社会で活躍できる人材の育成」の3つの方向を目指すこととします。

教育・文化交流における取組の方向

1 小中学校における国際理解教育の推進

- (1) 総合学習の時間や ALT を活用した学習活動
- (2) 外国人児童・生徒サポート体制の充実

2 多文化理解のための学習機会の充実

- (1) 各種生涯学習講座の充実
- (2) 多文化理解のための各種イベント開催
- (3) 多文化交流の推進とグローバルな人材育成

3 国際社会で活躍できる人材の育成

- (1) 海外の学校との交流活動促進
- (2) 国際感覚を醸成するための各種イベント開催



外国語授業アシスタント事業

※ALT：外国語指導助手（Assistant Language Teacher）

(3) 友好都市交流

合併前から提携していた国際交流都市は、ドイツのバート・メルгентハイム市（旧石和町）、フランスのニューイ・サン・ジョルジュ市（旧一宮町）、中国の肥城市（旧一宮町）の 3 市で、合併の際にはいずれの交流都市とも友好関係を継続することが確認され、次のとおり交流を行っています。

ドイツ バーデン・ヴュルテンベルク州

バート・メルгентハイム市

【概要】

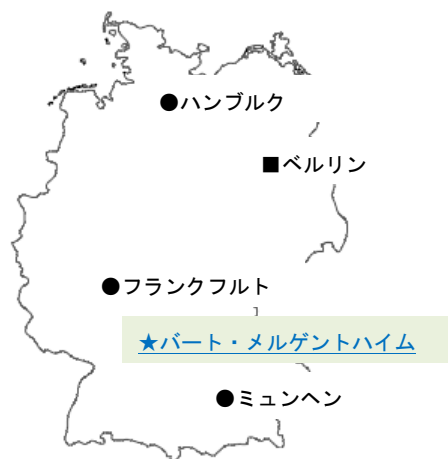
ドイツ南西部、人口約 23,000 人、
面積 129.97 k m²、温泉療法の先進地

【経過】

ふるさと創生事業→

H3. 5. 26 友好交流協定書に調印（石和町）→

H4. 11. 15 友好調印（バート・メルгентハイム市）



- ・平成 18 年 10 月、副市長を団長とする訪問団（非公式）が日本を訪問、市と市議会の代表者により歓迎会を実施
- ・平成 19 年 10 月 16 日～23 日 市長を団長に、市議会議員 17 人と事務局 4 名の計 22 名で構成した、笛吹市初の使節団が、バート・メルгентハイム市を公式訪問(16 日～19 日滞在)
- ・平成 19 年 10 月 17 日「友好交流約定書」に両市長が署名
- ・平成 21 年 4 月、バート・メルгентハイム市の公式使節団が笛吹市を訪問
- ・平成 23 年 6 月、東日本大震災義援金として約 7,000 ユーロが寄せられる。
- ・平成 23 年 10 月、バート・メルгентハイム市内の新設道路が、「笛吹通り」と命名され、除幕式が行われた。
- ・平成 24 年 1 月、大震災に係る第 2 回目の義援金として約 3,600 ユーロが寄せられ、笛吹市国際交流委員会を代表し、市長と市議会議長が福島県南相馬市を訪問しお届けした。
- ・平成 25 年 11 月、市長、議長をはじめ 21 名の友好交流視察団がバート・メルгентハイム市を公式訪問
- ・平成 26 年 10 月、バート・メルгентハイム市長を団長とする 18 名の公式使節団が市制施行 10 周年記念式典に参加のため来訪
- ・平成 28 年 9 月、市長、議長をはじめ 14 名の友好交流視察団がバート・メルгентハイム市を公式訪問

- ・平成 30 年 4 月、バート・メルゲントハイム市長を団長とする 34 名の公式使節団が笛吹市に来訪（4 月 10 日～13 日まで滞在）

フランス コート・ドール県 ニュイ・サン・ジョルジュ市

【概要】

フランス中東部ブルゴーニュ地方、人口約 5,600 人
面積 20.8 k m²、良質なワインの産地

【経過】

ワイン産地間の交流→H4. 3. 27 姉妹提携に関する
協定書に調印（ニュイ・サン・ジョルジュ市）



- ・平成 19 年 10 月 16 日～23 日 平成 19 年 5 月、ニュイ・サン・ジョルジュ市から「イチノミヤ通り」と命名した新設道路標示板の除幕式を行いたいとの連絡を受け、ドイツ、バート・メルゲントハイム市訪問に合わせて公式訪問を実施
- ・市長を団長に、市議会議員 17 人と事務局 4 名の計 22 名で構成した、笛吹市初の使節団が、平成 19 年 10 月 21 日にニュイ・サン・ジョルジュ市を公式訪問し「イチノミヤ通り」標示板の除幕式に参列。ニュイ・サン・ジョルジュ市の友好交流継続の意向と市民レベルでの交流の促進を確認
- ・平成 24 年 1 月、東日本大震災義援金として約 3,000 ユーロが寄せられ、笛吹市国際交流委員会を代表し、市長と市議会議長が福島県南相馬市を訪問しお届けした。

中国 山東省 肥城市（ひじょうし）

【概要】

北京から南へ 530 km、山東省中部、
済南市の南に位置、人口約 96 万人、
面積 1,277 k m²、桃の年間生産量約 5 万 t

【経過】 桃の栽培についての技術協力

→H5. 4. 14 友好交流協定書に調印（一宮町）

→H6. 6. 2 姉妹都市協定書に調印（一宮町）



- ・平成 18 年 7 月、肥城市長他 4 名の派遣団の訪問を受け、その中で今後の友好

交流に関する「備忘録」を取り交し、両市の友好関係を継続しながら農業発展、観光発展を目指した民間交流を促進することを確認

- ・平成 27 年 11 月、肥城市人民政府張成偉市長を団長とする肥城市政府訪日団 7 名が笛吹市に来訪

合併前からの友好都市の中で、ドイツのバート・メルゲントハイム市については、訪問・来訪等の交流を現在も継続して行っていますが、その他の友好都市については現在書簡での交流となっています。

交流が疎遠になっている原因には、合併前の交流目的がある程度達成されたことや、取次人が不在であるなどの理由が考えられますが、友好関係を継続することは確認されているので、今後も友好交流を継続していきます。

友好都市交流における訪問団等の訪問や受入れを今後も継続していくためには、単なる行政同士の訪問や来訪だけではなく、お互いに交流テーマを定めた交流であることが必要だと考えます。

今後の友好都市交流の取組としては、提携書を取り交わしている都市との交流において、行政主導ではなく、市民が主体となって、市民（民間）同士の相互交流を含め、市全体で国際交流の発展を推進していくことが必要であると考えます。

本指針における友好都市交流の取組では、「交流目的の明確化」「市民の国際的視野を広げるための取組」「市民との協働による国際交流の推進」の 3 つの方向を目指すこととします。

友好都市交流における取組の方向

1 交流目的の明確化

- (1) 交流テーマを定めた交流の促進

2 市民の国際的視野を広げるための取組

- (1) 友好都市などとの交流の推進
- (2) 海外の学校との交流活動の促進

3 市民との協働による国際交流の推進

- (1) 市民・関係団体との連携による国際交流活動の促進



バート・メルゲントハイム市
公式使節団来訪（2018）

(4) 産業交流

平成 30 年 山梨県観光入込客統計調査報告書によると、石和温泉・果実郷周辺には、年間 150 万人を超える宿泊者があり、うち外国人の宿泊者数は、約 25 万人と前年比約 27%の伸びを示しています。今後も東京オリンピックの開催を契機に本市を訪れる外国人観光客は増加するものと推測されます。

このような状況の中、引き続き外国人観光客を獲得していくためには、幅広く本市の魅力を発信する必要があります。これまで同様、旅行エージェント等へ積極的に情報提供していくことに加え、現在、旅行情報の収集手段は、SNS の活用が主流となっているので、ホームページ上での外国人向けコンテンツを充実させながら、SNS を活用した情報発信やインフルエンサーの招へい等による情報発信を積極的に行うなど、インバウンド観光を推進していきます。

本市の外国人観光客の受入れ体制を充実させるため、外国人向けパンフレットの整備や旅館やホテル等における外国語対応研修の実施、翻訳機の導入やキャッシュレス化の推進など、外国人向けサービスの開発に努めていきます。

また、本市の主力産業である果樹産業での取組として、海外との農業技術や生産・流通等の交流による農産物の物産交流等の促進を図ります。

市内には民間を主体とした農業栽培技術の交流や生産・流通に関する研修などの交流が行われています。

今後も民間交流を主体とした農産物や農業技術の交流とともに農業の担い手としての交流と併せ、農業が織りなす地域特有の景観・風土を生かしたインバウンドによる人的交流、桃、ぶどう等農産物の物産交流の促進を図ります。

次に、海外販売の促進として、令和元年 9 月に本市とジェトロ(日本貿易振興機構)は、企業等の海外展開を通じて地域経済の活性化を図るため協定を締結したことから、ジェトロと連携を図り、より多くの海外需要獲得に向けた戦略を講じるとともに、県や市内の農業関係団体と連携し、販売促進活動を推進します。

令和 2 年に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が世界農業遺産に認定される予定であることから、本市では「世界農業遺産」を有効活用し、経済成長が著しい東アジアや東南アジアにおいて、本市の PR と併せ本市農産物等を消費者及び市場関係者へ PR を行い、海外の富裕層を中心とする需要の獲得と新たな市場開拓を図ります。

農家には、安全・安心の基準となる「農業生産工程管理 (GAP)」の取得を奨励し、販路拡大に向けた意識の醸成を図るとともに、海外への新たな販路を確立することにより市内農家の所得向上及び農業の活性化へ繋がります。

本指針における産業交流の取組では、「外国人観光客誘致活動の促進」「案内板、観光ホームページ、パンフレット等の外国語対応の充実」「外国人労働者等受入れ体制の整備」「農産物の物産交流等の促進」「販路拡大のための農産物海外販売の促進」の5つの方向を目指すこととします。

産業交流における取組の方向

1 外国人観光客誘客活動の促進

- (1) 海外に向けてのPR活動の充実（SNSの活用、インフルエンサーの招へい等）
- (2) 富士山周辺地域との連携
- (3) 日本の文化や地域の特性を体験できるイベント等の企画及び支援

2 案内板、観光ホームページ、パンフレット等の外国語対応の充実

- (1) 多言語表記やユニバーサルデザイン化の推進

3 外国人労働者等受入れ体制の整備

- (1) 外国人労働者受入れに伴う相談支援体制の整備
- (2) 外国人研修生の受入れの拡充などによる、おもてなしガイドの育成や外国語通訳ボランティア登録制度の仕組みづくり



宿泊施設での日本食手作り体験

4 農産物の物産交流等の促進

- (1) 民間交流を主体とした物産交流・人的交流等の促進

5 販路拡大のための農産物海外販売の促進

- (1) 県や農業協同組合などと連携した、海外における農産物販売促進キャンペーン等の実施



マレーシアでの農産物販売促進キャンペーン

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品

■参考資料

資料 1 笛吹市の外国人住民数の推移

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2
外国人 住民数	825	857	895	944	1,014	1,028	1,144
笛吹市 総人口	71,494	71,027	70,767	70,426	700,75	69,695	69,170
対人口比	1.15	1.21	1.26	1.34	1.45	1.47	1.65

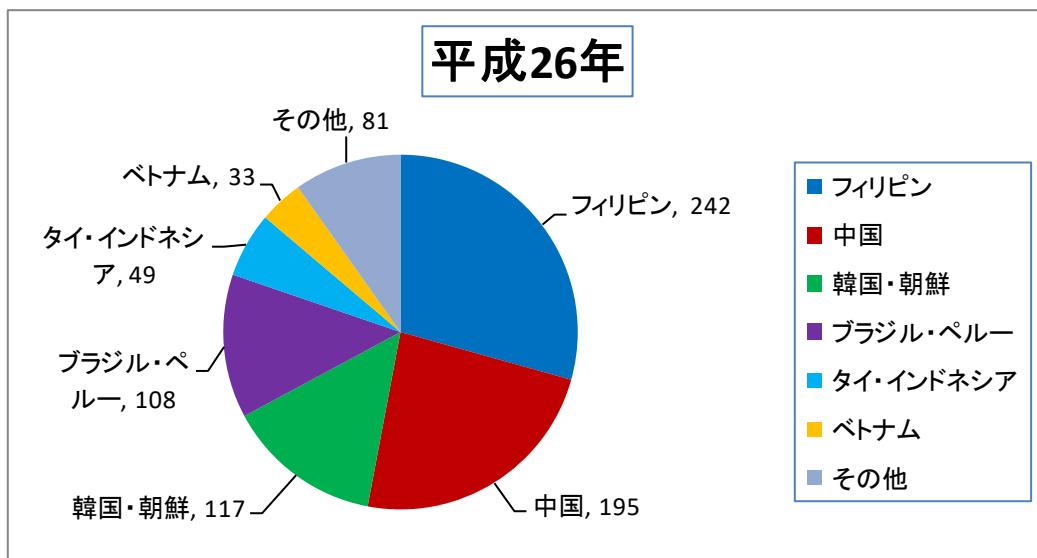
（資料：笛吹市戸籍住民課）

※単位：外国人住民数（人）、笛吹市総人口（人）、対人口比（％）

※各年 1 月 1 日現在

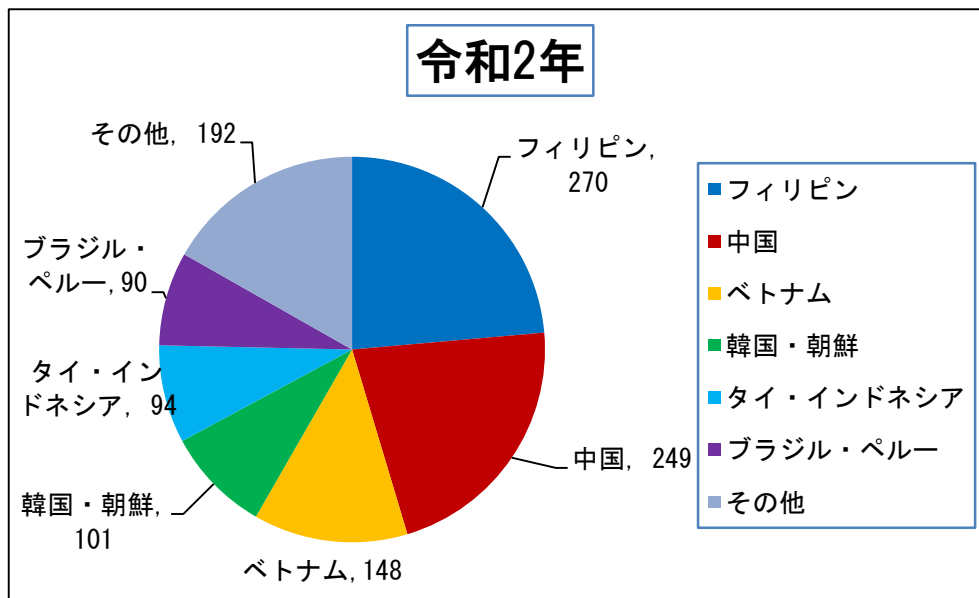
本市における外国人登録者数は、概ね 800 人から 1,100 人で推移しており、総人口に対する割合は、1.2～1.7％程度となっています。

資料 2 外国人住民の国籍別人数



単位：人

（資料：笛吹市戸籍住民課）

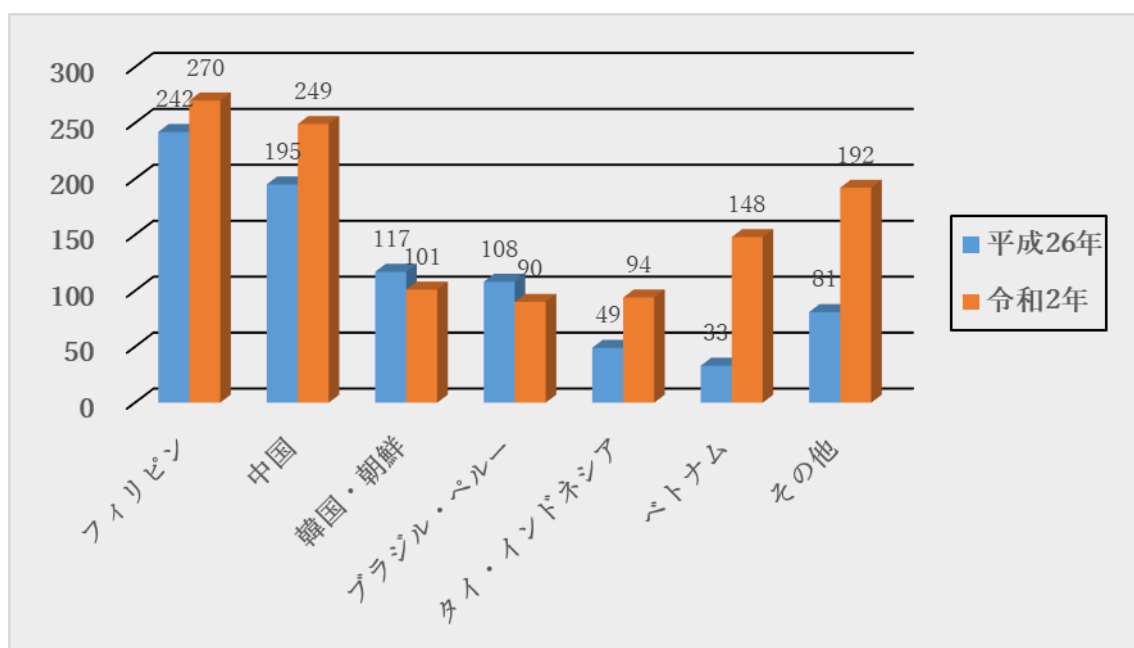


単位：人

(資料：笛吹市戸籍住民課)

令和2年1月1日現在の国籍別で見た外国人登録者の人数は、フィリピンが最も多く、次いで中国、ベトナムの順となっています。

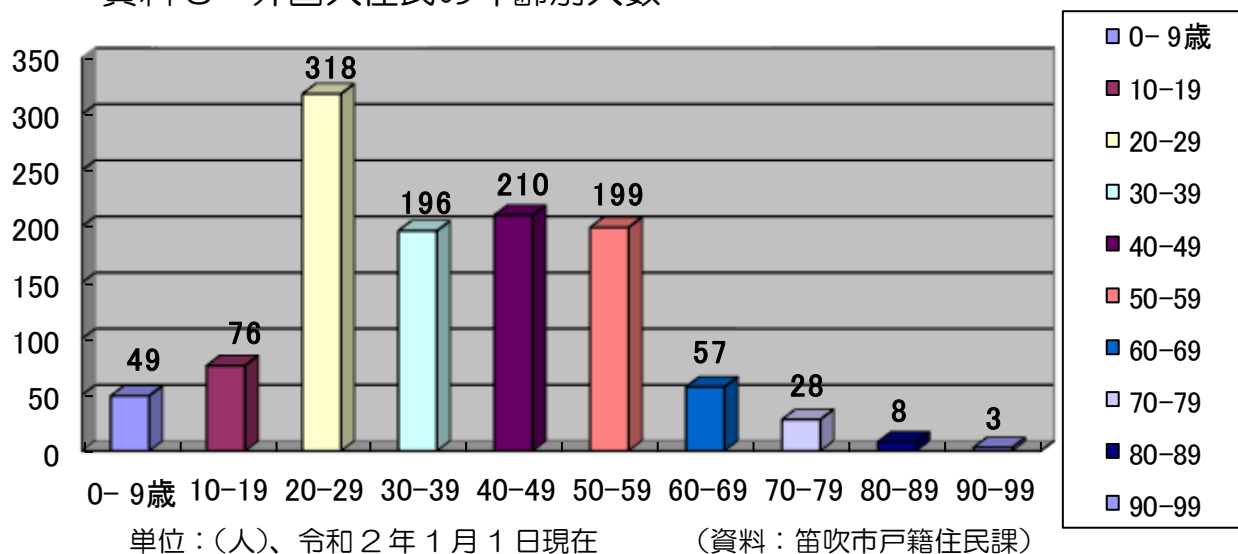
平成26年と同様、アジア地域（フィリピン、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、タイ・インドネシア等）で全体の7割以上を占め、南米地域（ブラジル、ペルー等）が減少傾向となっています。



単位：人

(資料：笛吹市戸籍住民課)

資料３ 外国人住民の年齢別人数



年齢域別で見た外国人登録者の人数は、20歳から29歳までが最も多く、次いで40歳から49歳まで、50歳から59歳までの順となっています。

資料４ 市内１９校における外国人児童生徒数

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
外国人児童生徒数	33	39	37	39	41	34	28
児童生徒総数	5,825	5,630	5,406	5,315	5,157	5,038	4,924
外国人児童生徒の占める割合	0.57	0.69	0.68	0.73	0.80	0.67	0.57

(資料：笛吹市学校教育課)

※単位：外国人児童生徒数（人）、児童生徒総数（人）、割合（％）

※各年５月１日現在

令和元年５月現在、市内１９校の小中学校での外国人生徒は、28人在籍しており、全児童生徒の約0.57%に当たります。

児童生徒の国籍も、フィリピン、中国、ペルーをはじめ６か国と多くの国の子どもたちが市内の学校で学んでいます。

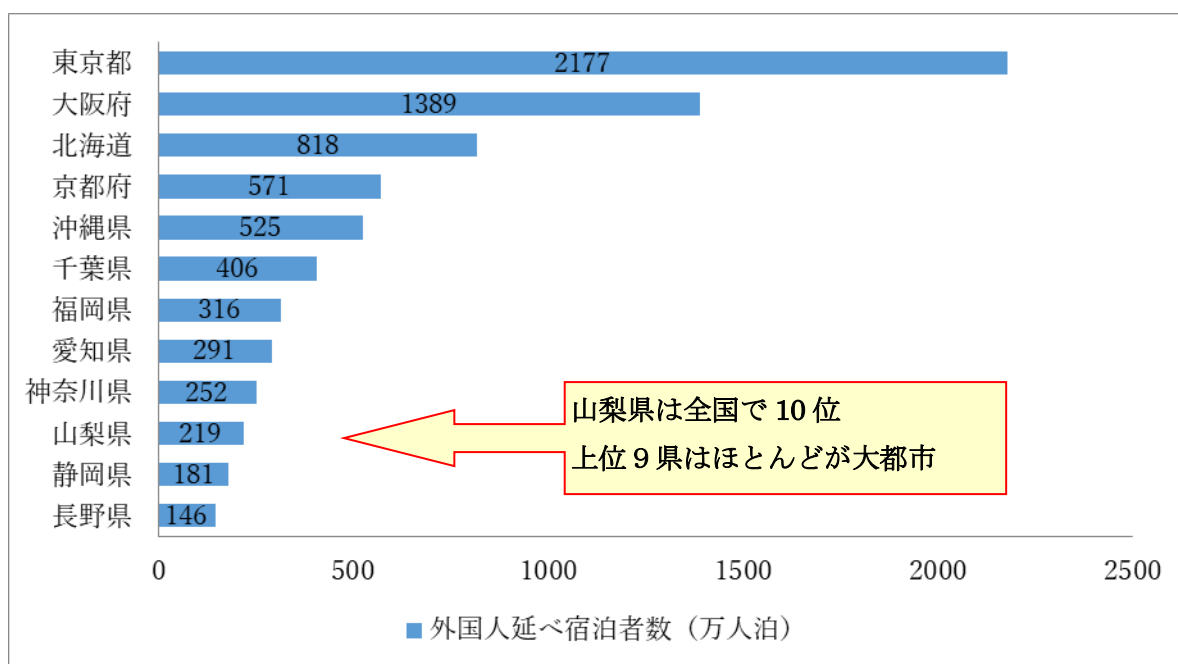
資料5 訪日外国人旅行者数の推移

	平成 15	平成 20	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
外国人旅行者数 (全国)	521	835	1,341	1,974	2,404	2,869	3,119
外国人延べ宿泊 者数 (山梨県)	—	36	94	131	137	153	219

単位：万人

(資料：国土交通省 観光白書)

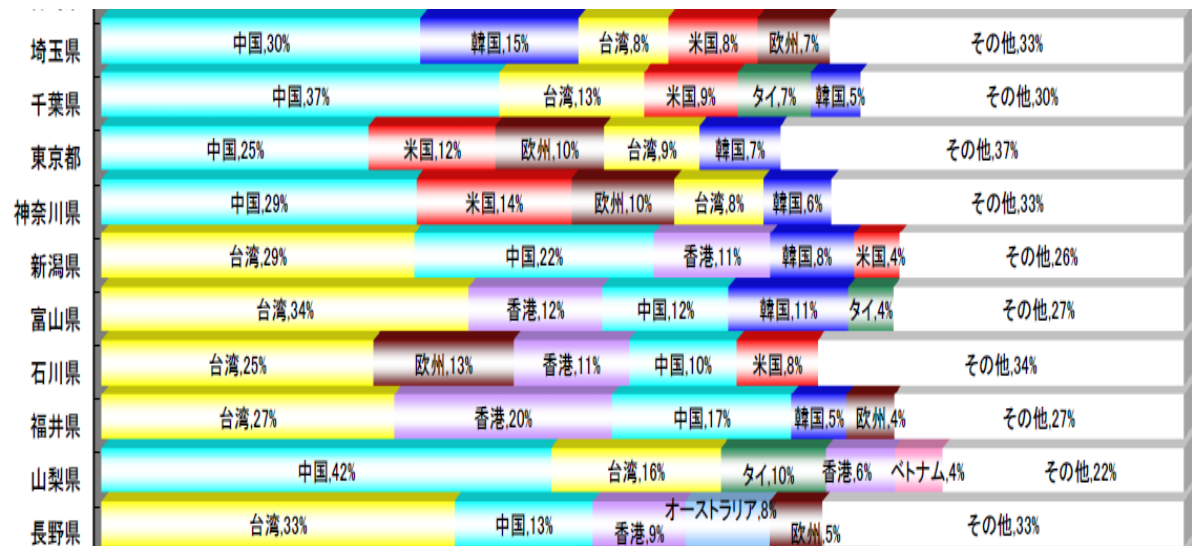
■外国人延べ宿泊者数の上位 12 県（平成 30 年）



単位：万人

(資料：国土交通省 観光白書)

■外国人延べ宿泊者数の国別構成（平成 30 年）



（資料：国土交通省 観光白書）

国際化推進指針庁内検討委員会等開催状況

回数	日 時	協議内容等
1	平成 30 年 12月3日（月）	第1回庁内検討委員会 ・ 今後の見直しスケジュールについて ・ 現在の指針の施策体系別検証について
2	平成 31 年 1月22日（火）	第2回庁内検討委員会 ・ 検証シート検証結果に基づく課題等の確認 ・ 施策体系別取り組みの方向性の検証
3	平成 31 年 2月27日（水）	第3回庁内検討委員会 ・ 施策体系別各項目検証シート検証結果について ・ 新たな指針の施策体系の検討について
4	令和元年 9月17日（火）	第4回庁内検討委員会 ・ 指針の検証結果について ・ 新たな指針の施策体系の検討について
5	令和元年 12月4日（水）	第5回庁内検討委員会 ・ 指針の施策体系、基本理念について ・ 指針の施策体系別取組内容について
6	令和2年 2月27日（木）	第6回庁内検討委員会 ・ 国際化推進指針(素案)の確認について ・ 指針策定までの今後のスケジュールについて
7	令和2年 4月24日（金）から 5月15日（金）	パブリックコメント募集

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 5 月 8 日提出	
件 名	第 2 期笛吹市空家等対策計画の改訂について	部局名	建設部
概要	空家等対策計画は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画で、空家等対策の推進に関する特別措置法第 4 条では、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく対策の実施等、空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならないとされている。 本市では、平成 29 年度に第 1 期計画（平成 30 年度から令和 4 年度）、令和 4 年度に第 2 期計画（令和 5 年度から令和 9 年度）を策定し、空家等の対策を推進している。 令和 5 年 12 月、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、新たに管理不全空家の定義やその措置等が規定されたことから、これを受けて、第 2 期計画の一部改訂に向けた作業を進めてきた。 については、計画案がまとまったので、内容を協議したい。		
経過	平成 30 年 3 月 笛吹市空家等対策計画を策定 令和 5 年 3 月 第 2 期笛吹市空家等対策計画を策定 令和 7 年 3 月 27 日 令和 6 年度笛吹市空家等対策協議会で内容を協議		
問題・課題			
対応策	第 2 期笛吹市空家等対策計画（改訂版）について、本定例庁議に付議した後、市長決裁をもって、市ホームページで公表する。 パブリックコメントについては、今般の改訂内容が法改正に伴う管理不全空家等の定義やそれに対する措置、対処に関する事項の追加、条ずれ項ずれの修正といった軽微なものであることから実施しない。		
協議結果			

(案)

第2期笛吹市空家等対策計画

笛吹市

令和7年 月 改訂

令和5年3月 策定

はじめに

全国的に所有者が不明であったり、適切に管理されていなかったりする空き家の問題が取り沙汰されるようになってきたことなどを背景に、平成 27 年 5 月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が全面施行されました。

本市においては、これまでのところ空き家に関する問題が顕在化してきてはいないものの、適切に管理されていない空き家（付帯する建築物も含む）が近隣に悪影響を及ぼしているケースも少数ながら存在しており、今後さらに増加していくことも予想される状況となっています。

このような状況と法の施行を受け、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて笛吹市空き家等実態調査等を実施し、本市に所在する空き家数（主に住宅の用に供するもの）の把握を行いました。

さらに、今後適切な管理のされていない空き家の増加を防止すること、適切に管理されていない空き家の所有者もしくは管理責任者に適切な指導等を行うこと、空き家の発生を防止するための利活用方法について検討、普及を促進していくことなどを目的として、第 2 次笛吹市総合計画を上位計画として位置づける中、法に基づき「第 2 期笛吹市空き家等対策計画」を策定することとしました。

令和 5 年 12 月 13 日に空き家等の「活用の拡大」、「管理の確保」、「特定空き家等の除去等」の三本の柱で、総合的に対策を強化することを目的とした法の一部を改正する法律が施行されました。

このことを受け、「第 2 期笛吹市空き家等対策計画」を改訂することとしました。

用語の定義

1 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

2 管理不全空家等

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいいます。

3 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

4 空き家「二次的住宅（別荘等）」

週末や休暇に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅をいいます。

5 空き家「賃貸用の住宅」

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅をいいます。

6 空き家「売却用の住宅（建売住宅等）」

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅をいいます。

7 空き家「その他の住宅」

上記 4～6 以外の人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などをいいます。

目 次

1	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針	
	(1) 背景	1
	(2) 現状	3
	(3) 課題	5
	(4) 空家等に関する対策の対象とする地区	6
	(5) 対象とする空家等の種類	6
2	計画期間	6
3	空家等の統計	7
4	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	8
5	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	8
6	管理不全空家等に対する措置に関する事項	9
7	特定空家等に対する措置に関する事項	11
8	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	16
9	空家等に関する対策の実施体制に関する事項	16
10	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	17

1 空家等に関する対策の対象となる地区及び対象とする空家等の種類その他の 空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 背景

空き家の状況

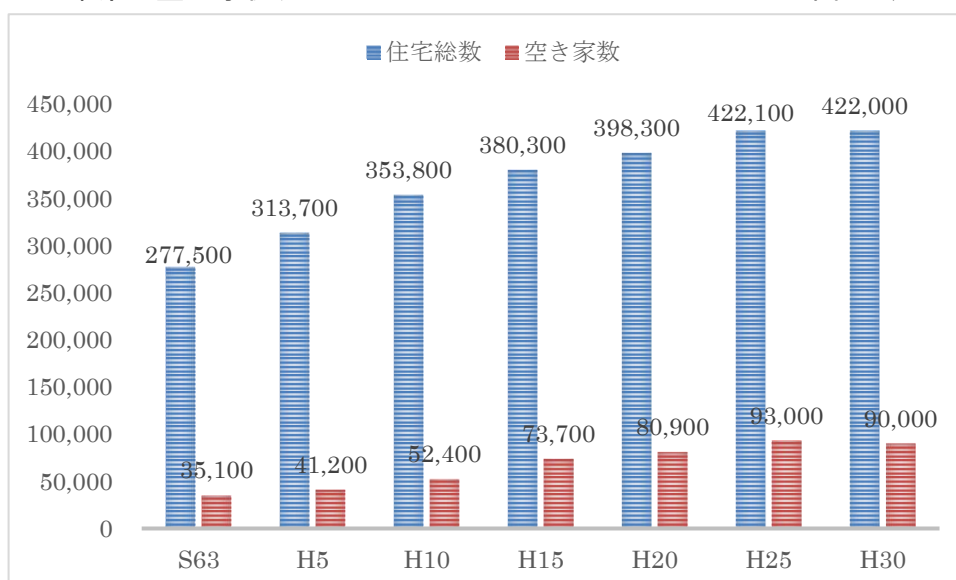
○住宅の状況

総務省統計局「住宅・土地統計調査」によると、山梨県では、空き家率の高い状況が続いています。これは他県に比べて、別荘が多いことが大きな要因と考えられます。

また、賃貸用の住宅も急増し、このことが空き家率全体を押し上げる状況となっています。

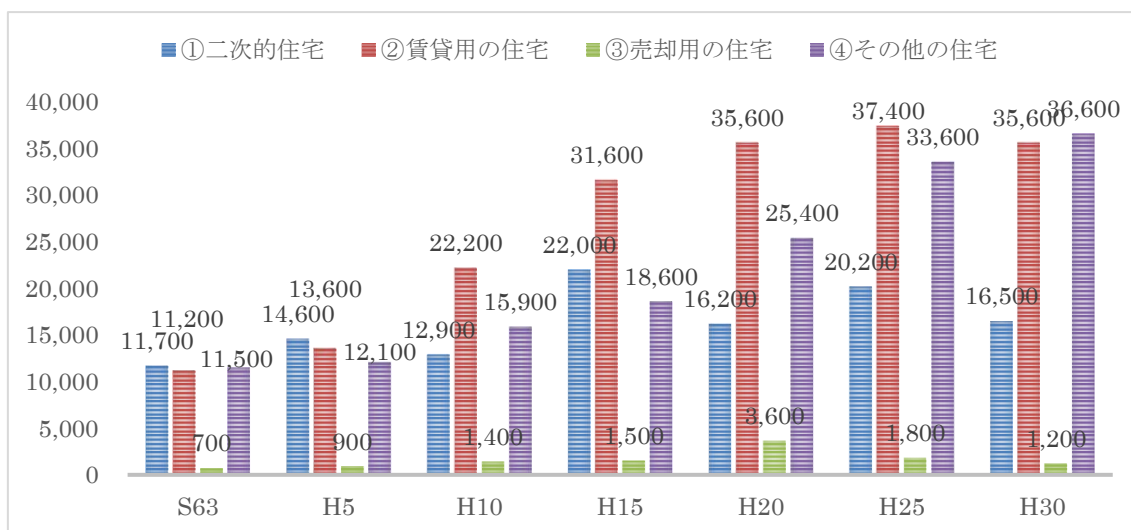
□山梨県の空き家状況

単位：戸



□分類別空き家数

単位：戸



住宅・土地統計調査（総務省統計局）

「住宅・土地統計調査」では、空き家は「居住世帯のない住宅」に分類され、さらに「二次的住宅（別荘等）」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅（建売住宅等）」、「その他の住宅」の4つに分類されます。

空き家全体に占める「その他の住宅」の割合は、平成10年の調査以降増加しており、山梨県において、平成30年調査では約36,600戸で、空き家全体に占める割合は3分の1（約40.6%）を超えています。

しかしながら、「その他の住宅」の空き家率については、全国平均よりも高いものの、全国では24位から11位の間で推移しており、突出した状況とはなっていません。

平成30年の空き家の状況は、全国が住宅総数62,407,400戸、空き家（総数）8,488,600戸であるため、空き家（総数）における空き家率は13.6%となっています。

これに対し笛吹市では住宅総数33,940戸、空き家（総数）7,080戸で20.9%となっており全国の空き家率よりも高い数値となっています。

次に空き家（その他住宅）における空家率を比較してみると、全国が住宅総数62,407,400戸、空き家（その他住宅）3,487,200戸であるため空き家率は5.6%となっています。

これに対し笛吹市では住宅総数33,940戸、空き家（その他住宅）2,440戸で7.2%となっており、空き家（その他住宅）における空き家率についても全国の空き家率よりも高い数値となっています。

□ 笛吹市の空き家状況

単位：戸

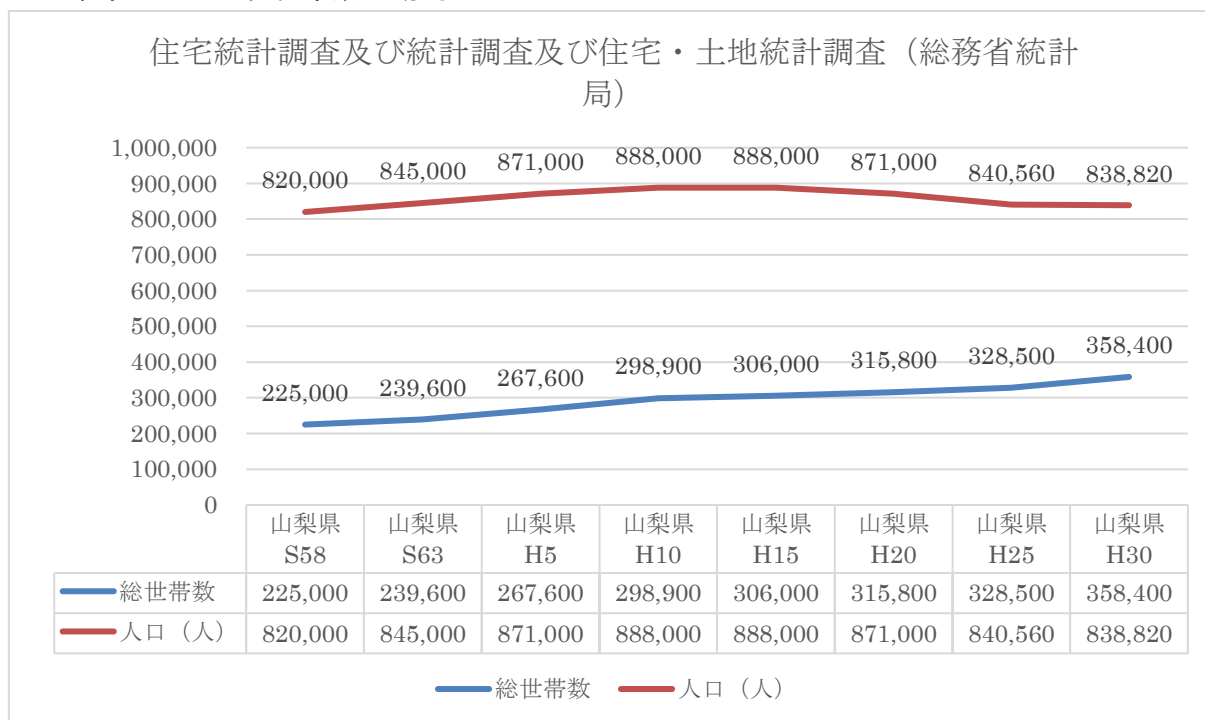
調査年	地域	住宅総数	空き家				
			空き家総数	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
H20 年	全国	57,586,000	7,567,900	411,200	4,126,800	348,800	2,681,100
	山梨県	398,300	80,900	16,200	35,600	3,600	25,400
	笛吹市	31,920	6,530	460	2,740	1,490	1,840
H25 年	全国	60,628,600	8,195,600	412,000	4,291,800	308,200	3,183,600
	山梨県	422,100	92,900	20,200	37,400	1,800	33,600
	笛吹市	33,630	8,640	650	4,510	430	3,050
H30 年	全国	62,407,400	8,488,600	381,000	4,327,200	293,200	3,487,200
	山梨県	422,000	90,000	16,500	35,600	1,200	36,600
	笛吹市	33,940	7,080	210	4,300	120	2,440

住宅・土地統計調査（総務省統計局）

（２）現状

①人口及び世帯の推移

□山梨県の人口と総世帯数の動向



住宅統計調査及び住宅・土地統計調査（総務省統計局）

山梨県においては、総世帯数は年々増加しているものの、人口は平成 10 年をピークに、平成 15 年から減少に転じています。

□笛吹市の人口と総世帯数の動向

（単位 人口：人、世帯数：世帯）

	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 4 年
人 口	72,064	71,930	71,580	71,166	71,239	71,495	70,771	70,069	69,156	68,264
世帯数	25,262	25,875	26,374	26,825	27,510	28,222	28,671	29,070	29,566	29,982

住民基本台帳（総務省統計局）

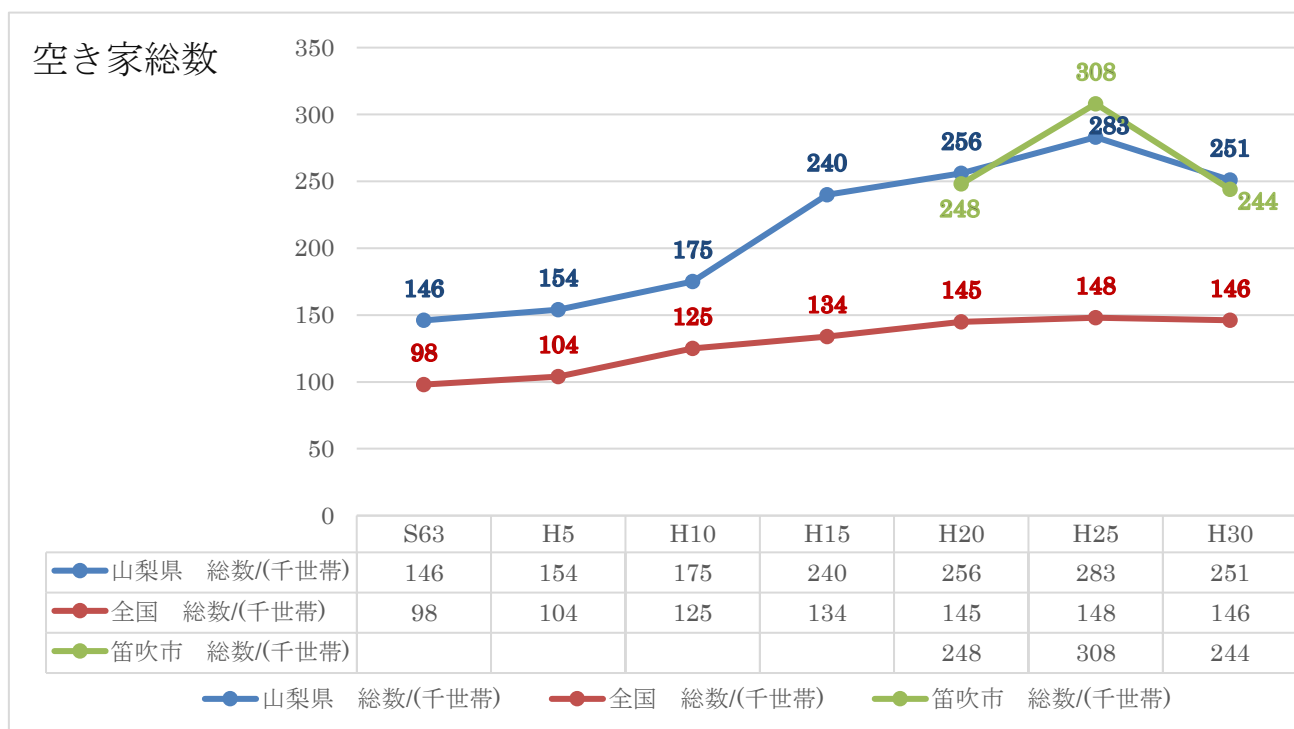
住民基本台帳によると、笛吹市の人口は平成 16 年からわずかに減少、もしくは横ばいが続いています。

世帯数については、平成 16 年以降、2 年ごとに 2%前後の割合で増加し続けています。

このことから核家族化が徐々に進みつつあると考えられます。

②空き家率等の推移

□ 1,000世帯あたりの山梨県と全国の空き家保有数比較



住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省統計局）
住宅・土地統計調査（総務省統計局）

昭和 63 年から山梨県は全国と同様に増加傾向であり、増加率は平成 10 年から高くなっています。また、平成 30 年の 1,000 世帯あたりの空き家数は全国平均の約 1.7 倍となっています。

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、「住宅・土地統計調査」によると、笛吹市の空き家は、平成 20 年は総世帯数が 26,374 世帯、空き家総数が 6,530 件で 1,000 世帯あたり 248 戸でした。平成 25 年は総世帯数が 28,072 世帯、空き家総数が 8,640 件で 1,000 世帯あたり 308 戸でした。平成 30 年は総世帯数が 29,070 世帯、空き家総数が 7,080 件で 1,000 世帯あたり 244 戸でした。

③空家等の現状に対する考察

- ・ 山梨県では、全国に比べ 1,000 世帯当たりの二次的住宅（別荘）が多く、空き家総数の推移は、全国が横這いなのに対し、増加傾向にあります。
- ・ 売却用住宅については、全国と同様で差異はありません。
- ・ その他の住宅の空き家数は、昭和 58 年以降、全国と同様に増加傾向にあ

り、平成 10 年から増加率が高くなっています。

笛吹市は平成 16 年に合併しているため、3 回の調査結果しかデータがないものの、全国の空き家率が横ばいなのに対し、笛吹市の空き家率は平成 25 年をピークに減少する結果となりました。

調査年ごとの比較

住宅総数／空き家(総数)

単位：％

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
全国	11.5	12.2	13.1	13.5	13.6
山梨県	14.8	19.4	20.3	22.0	21.3
笛吹市	—	—	20.5	25.7	20.9

住宅総数／空き家(その他住宅)

単位：％

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
全国	3.6	3.9	4.7	5.3	5.6
山梨県	4.5	4.9	6.4	8.0	8.7
笛吹市	—	—	5.8	9.1	7.2

住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(3) 課題

適切な管理が行われていない空家等は、防災・防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねません。よって、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要です。

課題

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ 建築物の著しい傾斜や建築物の損傷等による倒壊の危険性
 - ・ 屋根、外壁等が脱落したり、屋根材等が飛散する危険性
- ② 衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 浄化槽等の放置、破損等による臭気の発生
 - ・ ごみ等の放置、不法投棄による臭気や害虫等の発生
- ③ 景観を損なっている状態
 - ・ 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷み、汚れたまま放置

- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂
- ④ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態
 - ・動物の糞尿その他の汚物の放置による臭気が発生
 - ・不特定の者が容易に侵入できる状態で放置

対策とその方向性

- ① 抑制対策
 - ・空き家の増加の抑止、早期発見
 - ・所有者等への意識啓発
- ② 実施対策
 - ・行政指導等による「特定空家等」の解消
- ③ 流通・有効活用促進
 - ・空き家バンク等による建物の有効活用促進
- ④ 推進体制の整備
 - ・庁内関係部署や民間関係団体等との連携強化及び協議会の設置
 - ・窓口の一本化（総合窓口）

（４）空家等に関する対策の対象とする地区

笛吹市における空家等に関する対策の対象とする地区は、笛吹市内全域とします。

ただし、今後、具体的な施策を実施するために、必要に応じ重点対象地区を定めることを検討します。

（５）対象とする空家等の種類

笛吹市において対策の対象とする空家等の種類は、法第 2 条で規定される空家等（建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地）とします。

対策に取り組む際の優先順位については、悪影響が及んでいる状況（危険度等）を判断し対応していくこととします。

2 計画期間

計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間とします。

なお、本計画期間については、国の空き家対策の動向や社会、経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3 笛吹市空家等の統計

令和4年10月時点までに確認された空き家数（「その他の住宅」）は353戸で、住宅総数33,940戸の1.04%となっています。

判定内容

A：軽微な修繕で再利用が可能

B：損傷が見られるが危険性はなく小規模の修繕で再利用が可能

C：損傷が激しいものの倒壊等の危険性はなく中規模の修繕で再利用が可能

D：倒壊等の危険が切迫しており緊急度が高く解体等が必要

笛吹市全域の集計結果

判定	A	B	C	D	空き家戸数
戸数(戸)	97	198	50	8	353
割合(%)	27.4	56.1	14.2	2.3	

旧町村別による集計結果

単位：戸

	A	B	C	D	計	割合(%)
石和	34	63	6	1	104	29.5
御坂	19	48	21	4	92	26.1
一宮	19	36	7	2	64	18.1
八代	6	15	7	1	29	8.2
境川	6	9	4	0	19	5.4
春日居	6	16	2	0	24	6.8
芦川	7	11	3	0	21	5.9
計	97	198	50	8	353	

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(1) 空き家の適切な管理は、所有者の責任

空家等は、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者自らが適切に管理することが原則であり、法第5条においても「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定されています。

しかしながら、空き家に係る問題は、相続や土地境界等の問題、また、利活用など多岐に渡るため、所有者等が、どこに相談や依頼をすればよいのか分からないといったことも考えられるため、笛吹市では空家等に対する総合窓口などの相談体制を整備し、空家等の所有者等に適切な管理を行うよう促していきます。

(2) 適切な管理に向けた対策

空家等は所有者自らが適切に管理することが原則ですが、遠方に居住しているなど、管理責任を全うしていない場合も考えられます。

また、今後も市内の空家等が増加していくことが予想されることから、空家等の適切な管理を促進し、活用に主眼を置いた、以下の対策を進めていくこととします。

①発生抑制対策

空家等は、放置された建物の老朽化が進むほど、除却等に要するコストが増大し、また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。

問題が深刻化する前の早期対応と、早期の情報収集により、空き家を発生させない抑制が重要です。

このため、空家等の調査を継続的に行うとともに、所有者等への意識啓発に努めます。

② 有効活用

空き家を有効活用することで、移住定住の促進等により地域の活性化に努めます。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進について、笛吹市では、以下の取組により空家等の利活用対策を検討していきます。

- ・ 空家等の利活用のPR
- ・ 地域等による活用への支援

6 管理不全空家等に対する措置に関する事項

- (1) 管理不全空家等の判断については、適切に管理されていない空家等のうち、法第 13 条第 1 項の規定に該当するものとします。

詳細な判断基準は、国土交通省が定めた「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」(ガイドライン)において、次のとおり規定されています。

- ・適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

- (2) 管理不全空家等に対して必要な措置を講じる際の手順等

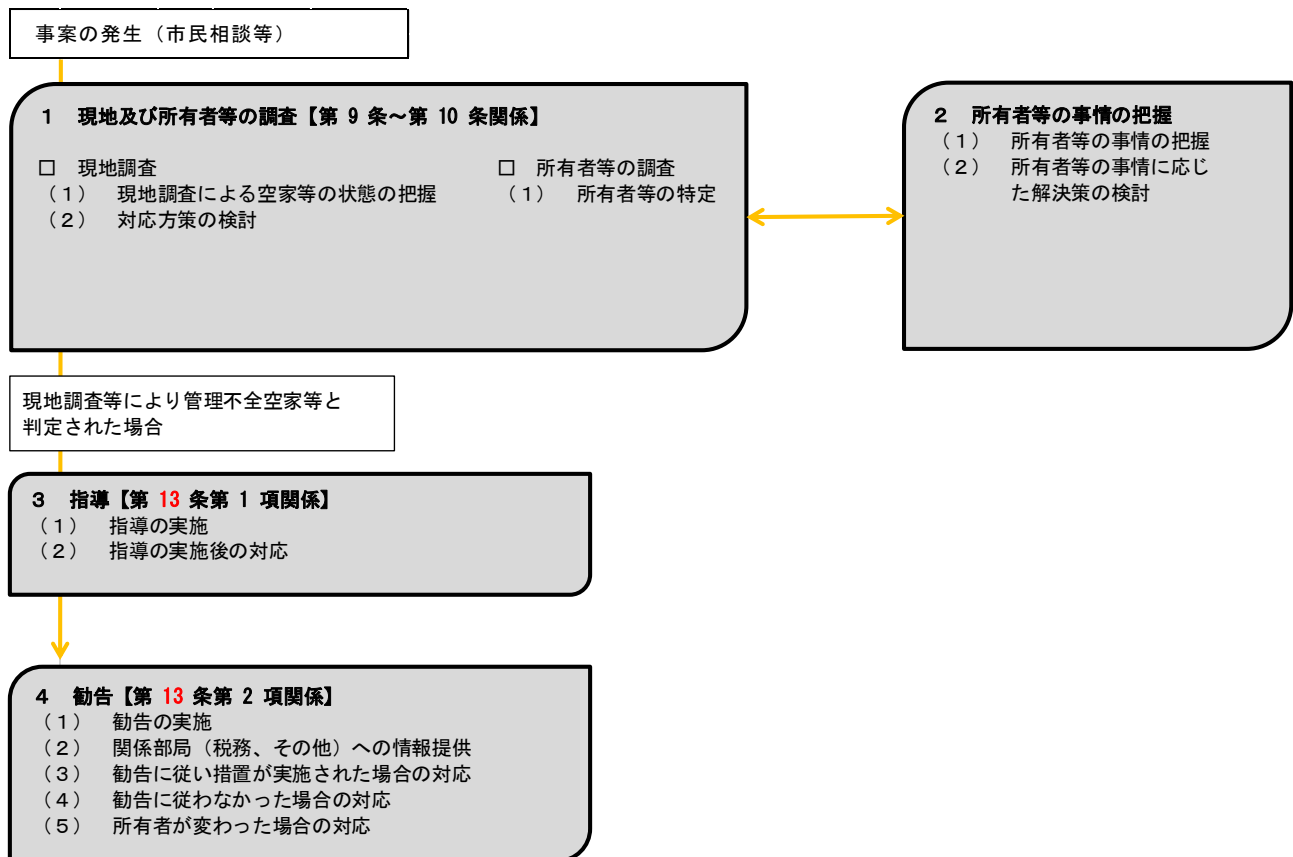
管理不全空家等への該当の判断は、現地調査や空家等の所有者への事情把握等を踏まえ、笛吹市空家等対策庁内検討委員会(空家等対策の担当課)(9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項を参照)により行います。

笛吹市空家等対策庁内検討委員会(空家等対策の担当課)による協議の結果、笛吹市空家等対策協議会に諮る必要があると判断した場合は、当該協議会にて管理不全空家等に該当するかを協議し、協議の内容を踏まえ、笛吹市長が判断することとします。

※ 管理不全空家等と判断された空家等は、笛吹市が法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導の措置を講ずることとなります。

また、笛吹市から法第 13 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けた管理不全空家等の敷地(土地)については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用対象から除外されます。

管理不全空家等に対して必要な措置を講ずる際の手順等のフロー図を示しています。



7 特定空家等に対する措置に関する事項

- (1) 特定空家等の判断については、適切に管理されていない空家等のうち、法第2条第2項の規定に該当するものとします。

詳細な判断基準は、国土交通省が定めた「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）において、次のとおり規定されています。

- ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

このガイドラインに基づくチェックリストを活用するとともに「山梨県空き家実態調査マニュアル」で示された「空き家詳細調査票」を参考にします。

【参考】「空き家詳細調査票」

参考様式3

〔空き家等二次調査〕

No.	空 き 家 詳 細 調 査 票			点数	最大点数	備考	
①	建 物 の 倒 壊	建築物の著しい傾斜	・基礎に不同沈下がある。		100		
			・1/20超の柱の傾斜が認められる場合（平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱う。）		100		
		基礎及び土台	・基礎が損傷又は変形している。	50		ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50	
			・土台が腐朽又は破損している。	50			
			・基礎と土台にずれが発生している。	25			
		柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。	50			
			・柱とはりにずれが発生している。	25			
	屋 根 、 外 壁 等 が 脱 落 、 飛 散 等 す る 恐 れ が あ る	屋根ふき材、ひさし又は軒	・屋根が変形している。		25	ただし、著しいものについては最大点数に+25	
			・屋根ふき材が剥落している。	25	25		
			・軒の裏板、たる木等が腐朽している。	25			
			・軒がたれ下がっている。	25			
			・雨樋がたれ下がっている。		10		
		外壁	・壁体を貫通する穴が生じている。		25		
			・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し下地が露出している。		15		
			・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。		10		
		看板、給湯設備、屋上水槽等	・看板の仕上材料が剥落している。	10	100		
			・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。	10			
			・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。	10			
			・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	50		ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
		屋外階段又はバルコニー	・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。	10	100	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
			・屋外階段、バルコニーが傾斜している。	50			
		門又は塀	・門、塀にひび割れ、破損が生じている。	10	100	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
			・門、塀が傾斜している。	50			
		擁壁が老朽化し危険となる恐れがある	擁壁	・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	20	100	
				・水抜き穴の詰まりが生じている。	20		
				・ひび割れが発生している。	60		ただし著しく崩壊の危険のあるものについては+40
	合計					点	

No.	空き家詳細調査票		○ or ×	備考
②	建築物又は設備等の破損等が原因で、次の状態にある。	・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。		
		・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
	ごみ等の放置、不法投棄が原因で、次の状態にある。	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
③	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。		
		・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。		
		・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。		
	その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。		
		・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。		
		・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。		
		・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。		
		・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。		
④	立木が原因で次の状態にある。	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。		
		・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。		
	空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。		
		・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。		
		・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。		
	建築物等の不適切な管理等が原因で、次の状態にある。	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。		
		・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。		
		・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。		

- ①は合計点が100点となったものを特定空き家とする。
- ①の判定の着眼点は、別紙参考資料「地方公共団体における空家調査の手引き 資料編」、「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」を参考に判定する。
- ②～④は各項目のどれか一つでも該当するものがあれば特定空き家とする。
- この他、個別の事案に応じてこれによらない場合も適宜判断する。
- 指導の際は、空き家敷地の周囲状況、緊急性等を併せて判断し指導対象を決定した後、行うこととする。

(2) 特定空家等に対して必要な措置を講じる際の手順等

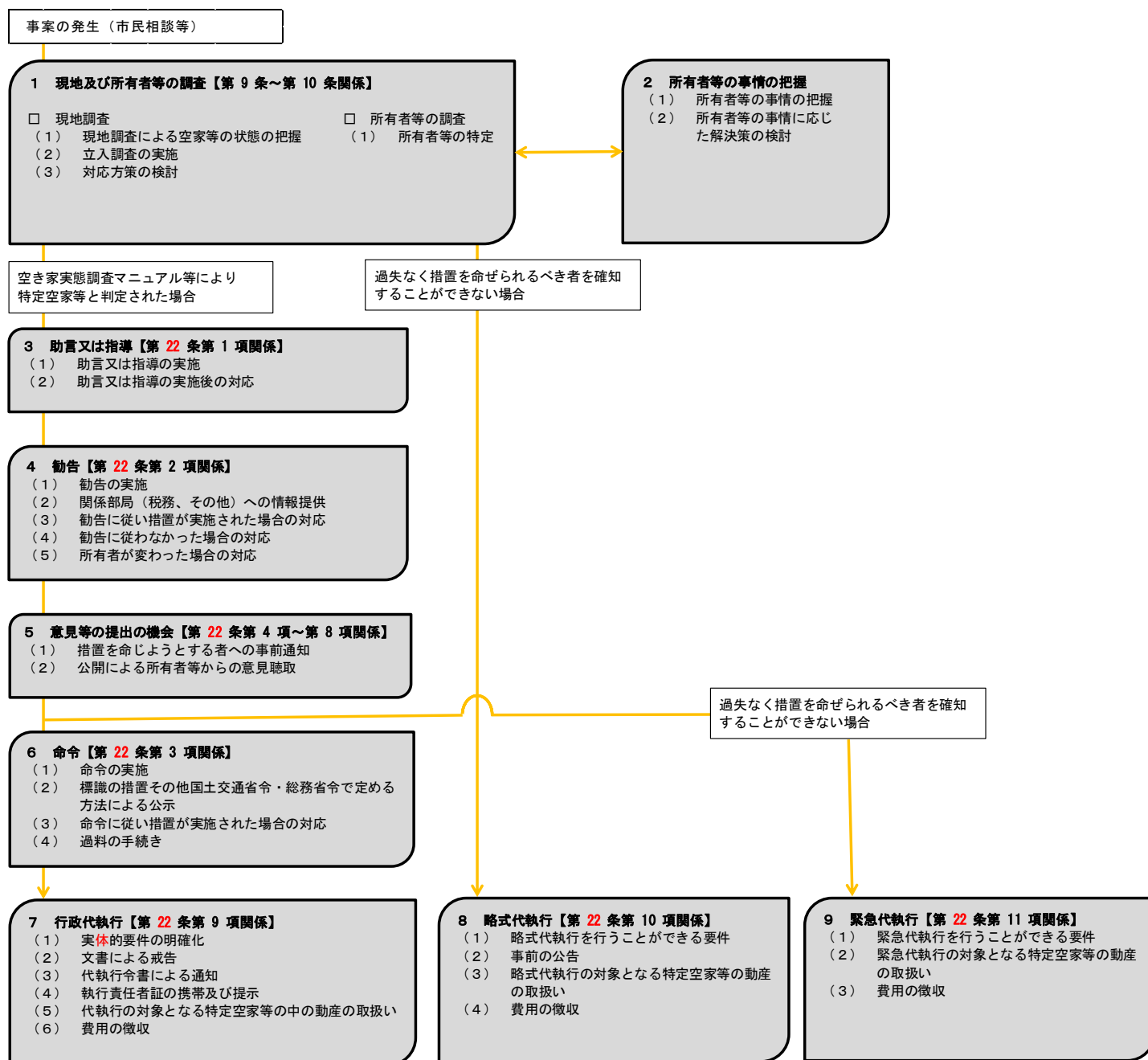
特定空家等への該当の判断は、現地調査や空家等の所有者等への事情把握等を踏まえ、笛吹市空家等対策庁内検討委員会（空家等対策の担当課）（9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項を参照）により行います。

笛吹市空家等対策庁内検討委員会（空家等対策の担当課）による協議の結果、笛吹市空家等対策協議会に諮る必要があると判断した場合は、当該協議会にて特定空家等に該当するかを協議し、協議の内容を踏まえ、笛吹市長が判断することとします。

※ 特定空家等と判断された空家等は、笛吹市が法第 22 条第 1 項の規定に基づき助言又は指導の措置を講ずることとなります。

また、笛吹市から法第 22 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地（土地）については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用対象から除外されます。

特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の手順等のフロー図を示しています。



8 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

住民等からの空家等に関する相談や苦情には迅速かつ適切に対応することが求められています。

笛吹市は、相談や苦情に対して、総合窓口を設け、空き家全般の相談に応じるほか、内容に応じて担当課と調整し、迅速な回答に努めます。また、対応が困難な専門的な相談は、関係民間団体と連携して対応することも検討しています。

空家等に関する相談への総合窓口は、以下のとおりです。

笛吹市空家等総合窓口
(建設部まちづくり整備課)
Tel055-261-3334

9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

所有者等自らによる利活用や相続関係に関するもの、また、住民による周辺に及ぼしている悪影響に関する苦情や相談まで庁内の様々な部局に関係することから、空家等の対策を実施するに際しては、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をしていくこととしています。

また、空家等対策を適切に実施していく上で、公正、中立の立場から、具体的な事業の取り組み状況や「特定空家等」の判断を仰ぐため、法第8条に定める協議会である笛吹市空家等対策協議会と連携しながら情報交換を行い、適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

笛吹市空家等対策協議会の構成員は以下のとおり

- ・ 地域住民
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士等
- ・ 宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等
- ・ 建築士等
- ・ 関係行政機関

以下、笛吹市空家等対策庁内検討委員会（担当課）の一覧

部	課	担 当	備 考
総務部	防災危機管理課	消防担当、防災担当	
総合政策部	企画課	企画調整担当	
市民生活部	戸籍住民課	住民記録担当	
	環境推進課	環境担当	
	税務課	資産税担当	
公営企業部	企業総務課	総務担当	
建設部	土木課	建設担当	
	まちづくり整備課	都市整備担当	事務局

10 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

計画は、策定後、着実に進めていくことが重要なため、計画期限を迎えるごとに空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討します。